

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づく

事業登録の手引き

建築物環境衛生総合管理業



平成 29 年 6 月

新潟市保健所

目次

建築物環境衛生総合管理業の登録申請に必要な書類等.....	1
1. 登録申請書（別記様式第4号）.....	5
2. 機械器具の概要（別記様式第5号）.....	6
3. 監督者等名簿（別記様式第6号）.....	7
4. 従事者研修実施状況（別記様式第7号）.....	8
5. 作業実施方法等（別記様式第8号）.....	11

建築物環境衛生総合管理業の登録申請時に必要な書類等

■提出書類

1 登録申請書（別記様式第4号）

2 機械器具の概要（別記様式第5号）

【添付書類】機械器具が貸借の場合^{※1}

- 貸借証明書等の写し

※1 登録を受ける者が貸借する機械器具を長期的・恒常的に占有し、かつ、自由に使用できると認められる場合のみ貸借でも可

3 監督者等名簿（別記様式第6号）

【添付書類】

- 「統括管理者（再）講習会修了証書」の写し
- 「清掃作業監督者（再）講習会修了証書」の写し
- 「空調給排水管理監督者（再）講習会修了証書」の写し
- 「空気環境測定実施者（再）講習会修了証書」又は「建築物環境衛生管理技術者」の写し（初回のみ）

4 従事者研修実施状況（別記様式第7号）…… 裏面参照

（1）清掃作業従事者研修

【添付書類】研修指導者が指導者講習を受講した場合

- 清掃作業従事者研修指導者の「認定証」の写し

【添付書類】研修指導者が指導者講習を未受講の場合

- 指導に当たった者の資格^{※2}を示す証明書等の写し
- 従事者研修に使用した資料（テキスト）
- 研修実施状況が分かる写真

※2 清掃作業監督者、建築物環境衛生管理技術者、その他研修の科目の内容について十分な知識、技能を有する者

（2）空調給排水管理従事者研修 ※研修を実施している登録団体がないため自社研修となります

【添付書類】

- 指導に当たった者の資格^{※3}を示す証明書等の写し
- 従事者研修に使用した資料（テキスト）
- 研修実施状況が分かる写真

※3 空調給排水管理監督者、建築物環境衛生管理技術者、その他研修の科目の内容について十分な知識、技能を有する者

5 作業実施方法等（別記様式第8号）

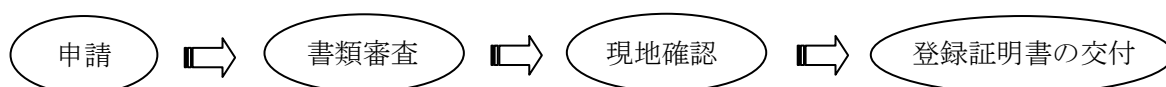
6 浮遊粉じん量測定器の較正票

【添付書類】最新の較正票の写し

■申請手数料

47,000円（申請時に現金でお持ちください。）

■登録の流れ



※ 再登録については、登録有効期間終了の1ヶ月前から申請できます。

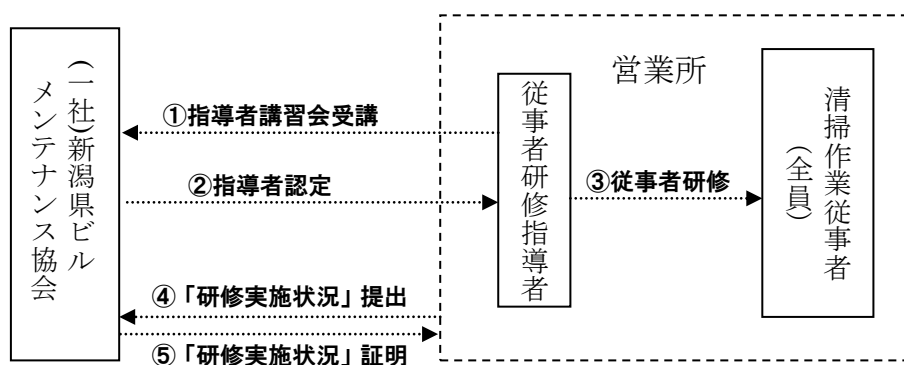
■清掃作業従事者研修について

● 厚生労働大臣が指定する登録団体の指導者講習を受講する場合

新潟県内では、「(一社)新潟県ビルメンテナンス協会」が各営業所の従事者研修の指導者に対して講習を行い、その講習を修了した者が、それぞれの営業所の作業従事者に対し研修を行います。

指導者講習受講者に、指定団体から講習終了時に「認定証」が発行されます。

指導者講習実施後には、「従事者研修実施状況（別記様式第7号）」の下欄（研修実施者欄）に証明印が押印されます。



● やむを得ず指導者講習を受講していない者が従事者研修の指導にあたった場合

- ① その年度のみ、「従事者研修実施状況（別記様式第7号）」を別に作成してください。
- ② 研修内容を具体的に記載してください。
- ③ 表下欄（研修実施者欄）に自社の証明印してください。

なお、従事者研修の指導は、指導者講習を受講した者が行うようにしてください。

- ※ ・従事者全員が1年に1回以上研修を受けることができること。
- ・研修の内容が、清掃用機械器具、資材の使用方法及び清掃作業の安全と衛生に関するものであること。
 - ・講義時間は、次ページのカリキュラムを参考にし、全体の講義で7時間以上確保できるように設定すること。また、2年目以降のカリキュラムは、「2年目以降カリキュラム」から取捨選択し、設定してください。

■ 1年目カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
機械器具の種類と使用方法	器具の目的と機能/機器の目的と機能/ごみ収集/ほこりや汚れの取り方/タオル、乾式モップ、ほうきの使い方/真空掃除機、床みがき機の使い方/洗浄の種類と目的/主な床の洗い方 ※必要に応じて実技訓練を行う。	180分
資材の種類と使用方法	洗剤、合成洗剤の組成/洗剤使用上の注意/洗剤と洗浄剤の環境への影響/床維持剤の組成、水性樹脂床維持剤の使い方/廃棄物処理の目的/廃棄物処理作業の流れ/処理作業の要点と注意事項/廃棄物集積所の整理整頓	60分
安全及び衛生	清掃作業の労働災害/作業安全のための注意/第三者に対する配慮、労働衛生	60分
建築物の環境衛生行政	清掃の目的/建築物の清掃と環境衛生/清掃技術の発達/建築物衛生法と登録制度	60分
作業従事者の責任と任務	従事者の自覚/作業上の注意事項/サービス精神とマナー/団体行動と人間関係/個人情報保護法	60分

■ 2年目以降カリキュラム

研修科目	研修内容	時間
機械器具・資材の使用 方法 (床材別)	弾性床材/硬性床材/繊維床材/木質床材/繊維床材の特徴/カーペット床の維持管理/最新の清掃技術 ※必要に応じて実技訓練を行う。	90分
機械器具・資材の使用 方法 (場所別)	玄関まわりのロビーの清掃/廊下、階段の清掃/エレベータ、エスカレータの清掃/外周、その他の清掃/最新の清掃技術 ※必要に応じて実技訓練を行う。	90分
安全及び衛生	清掃作業の労働災害/作業安全のための注意/建築物環境や第三者に対する配慮、労働衛生	60分

上記科目は必修、他は以下のカリキュラムから選択する。

建築物の環境衛生行政	建築物衛生法/下水道法/水質汚濁防止法	60分
作業従事者の責任と任務	従事者の自覚/作業上の注意事項/サービス精神とマナー/団体行動と人間関係/個人情報保護法	60分
環境問題	廃棄物/洗剤や床維持剤の廃液 等	60分
最新技術の動向	最新技術の動向	60分

■ 空調給排水管理従事者研修について

現在のところ研修を実施している登録団体がありませんので、自社で研修を実施してください。

- ※ ・従事者全員が1年に1回以上研修を受けることができること。
- ・研修の内容が、空調給排水設備の運転方法、空調給排水設備の日常的な点検及び補修方法、水の異常の判断方法、残留塩素の測定方法に関するものであること。

■お問い合わせ先

〒950-0914 新潟市中央区紫竹山3丁目3番11号

新潟市総合保健医療センター内 3階

新潟市保健所 環境衛生課 環境衛生係

TEL 025-212-8266 FAX 025-246-5673

※ 申請書様式は、ホームページからもダウンロード可能です（PDF、MS-Word形式）。

新潟市役所＞健康・医療・福祉＞環境衛生＞環境衛生の申請書・届出

URL：<http://www.city.niigata.lg.jp/iryō/kankyoeisei/shinnsei.html>

別記様式第4号（第3条関係）

登 録 申 請 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先）新潟市保健所長

申請年月日を記入してください。

住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

新潟市〇〇区△△町×丁目×番×号

申請者

氏名（法人にあつては名称並びに代表者の住所及び氏名）

新潟清掃株式会社

代表取締役 新潟 太郎

押印は必要ありません。

新潟市〇〇区□□町×丁目×番×号

電話番号 **025-〇〇〇-××××**

代表者住所も忘れずに記入してください。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

事業の区分	建築物環境衛生総合管理業
営業所の名称	新潟清掃株式会社 新潟事業所
営業所の所在地	新潟県新潟市〇〇区△△通××番地×
営業所の電話番号	025-〇〇〇-××××
営業所の責任者の氏名	新潟 次郎

機械器具の概要

平成〇〇年〇〇月〇〇日現在

名 称	型 式	数 量	購入年月
① 真空掃除機	〇〇社製 ABC-01D	〇〇台	平成（昭和）〇〇年××月
② 床みがき機	〇〇〇製 P-20H	〇〇台	平成（昭和）〇〇年××月
③ 浮遊粉じん量測定器 （最新の較正表の写しを添付してください。）	〇〇社製 光散乱式デジタル粉じん計 A-01P	〇〇台	〇〇年××月
④ 一酸化炭素検定器	〇〇製 COガス検知器・気体採取器 B-10C	〇〇台	平成（昭和）〇〇年××月
⑤ 二酸化炭素検定器	〇〇製 CO ₂ ガス検知器・気体採取器 B-10C	〇〇台	平成（昭和）〇〇年××月
⑥ 温度計	〇〇〇製 棒状温度計 KN300	〇〇台	平成（昭和）〇〇年××月
⑦ 乾湿球湿度計	〇〇〇製 アスマン通風乾湿計 R-103	〇〇台	平成（昭和）〇〇年××月
⑧ 風速計	〇〇社製 風速計 9F-L6P	〇〇台	平成（昭和）〇〇年××月
⑨ 空気環境測定に必要な機械器具 （測定器固定用スタンド等）	〇〇社製 測定器固定用スタンド Q-73	〇〇台	平成（昭和）〇〇年××月
⑩ 残留塩素測定器	〇〇製 DPD-J7	〇〇台	平成（昭和）〇〇年××月

数量に規定はありませんが、作業規模に応じた数を揃えてください。

6

ここに挙げた機材は、法令により必ず用意することとされている機材です。

- ・ 機械器具等は各営業所ごとに常備する必要があります。
 なお、営業所から離れた場所に機械器具等を格納する倉庫がある場合（他市町村にあるような場合を含む。）でも、それが登録に係る営業所の管轄下にあると認められる場合には、登録の対象となります。
 また、機械器具等が作業場に置かれている場合も同様です。
- ・ 機械器具等は、原則として登録を受けようとするものが所有していなければなりません。
 ただし、他の者の所有であっても、登録を受けようとする者が長期的、恒常的に占有し、かつ、自由に使用できると認められる場合には、登録の対象とします。その場合は、貸借証明書等の写しを添付してください。
- ・ 同一の営業所で2以上の事業区分にわたって登録を受けようとする場合、同一の機械器具等をもって2以上の事業の登録要件に該当させることはできません。

監督者等名簿

建築物環境衛生総合管理業の登録において、監督者、実施者として届出されてからの年数を記入してください。

平成〇〇年〇〇月〇〇日現在

監督者等の名称	氏名	業務範囲	経験年数	資格の種別	資格取得年月日
統括管理者	〇〇 〇〇〇	例) 建築物の衛生的環境の維持管理のため清掃、空気環境測定、飲料水水質検査等の統括管理を行う。	××年 (新規の場合は0年)	統括管理者講習 (又は再講習) 修了 統(再)第 号	平成〇〇年〇〇月〇〇日
清掃作業監督者	△△ △△	例) 建築物の衛生的環境の維持管理のため清掃作業の監督及び従事者研修、指導を行う。	××年 (新規の場合は0年)	清掃作業監督者講習 (又は再講習) 修了 清(再)第 号	平成△△年△△月△△日
空調給排水管理監督者	〇〇 〇〇	例) 建築物の衛生的環境の維持管理のため空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の監督を行う。	××年 (新規の場合は0年)	空調給排水管理監督者講習 (又は再講習) 修了 給(再)第 号	平成△△年〇〇月△
空気環境測定実施者	△△ △△△	例) 建築物の衛生的環境の維持管理のため空気環境測定を行う。	××年 (新規の場合は0年)	空気環境測定実施者講習 (又は再講習) 修了 空(再)第 号	平成〇〇年〇〇月△△日

監督者は最低1名いれば登録できますが、作業規模や班編成に応じた人数を選任することが望ましいです。

・再講習を受けている場合は直近の講習のみ記載してください。
・期限切れの場合は、監督者、実施者になりません。

空気環境測定実施者の場合、初回のみ「建築物環境衛生管理技術者」でも構いません。
※ 同じで再登録を受ける場合は、空気環境測定実施者再講習を受けた者でないと登録できません。

- ・ 統括管理者・清掃作業監督者・空調給排水管理監督者は、直近の「監督者等の(再)講習修了証」の写しを添付してください。
- ・ 空気環境測定実施者は、直近の「監督者等の(再)講習修了証」の写し、又は「建築物環境衛生管理技術者免状」の写しを添付してください。
- ・ 同一の者が、2以上の営業所又は同一の営業所において2以上の事業区分にわたって監督者等として登録を受けることはできません。
- ・ 事業登録の「監督者等」と特定建築物における「建築物環境衛生管理技術者」を兼務することはできません。

注1 「業務範囲」欄には、監督者等が複数いる場合には、それぞれの業務分担を記入してください。
注2 「資格の種別」欄には、〇〇講習会修了と記入してください。

(第1面)
従事者研修実施状況

再登録の場合は過去6年分の研修実績を記載してください(新規登録の場合は過去1年分)。
※ () 内は報告期間を記載してください。

実績 (平成19年10月1日～平成25年9月30日)

研修の期日	研修の内容	指導者の氏名及び資格	対象従事者数	参加従事者数
平成19年〇月〇日	<p>例) 清掃作業従事者研修</p> <p>1. ビルの環境衛生と清掃 〇分</p> <p>2. 作業の安全と衛生 〇分</p> <p>3. 清掃作業の方法と資機材の使い方 〇分</p> <p>参考資料:「清掃作業従事者研修用テキスト」 〇〇法人〇〇協会 著</p>	<p>△△ △△△</p> <p>(清掃作業従事者研修指導者)</p>	10名	10名
平成20年〇月〇日	同上	<p>△△ △△△</p> <p>(清掃作業従事者研修指導者)</p>	10名	10名
平成21年〇月〇日	同上	同上	10名	10名
平成22年〇月〇日	同上	<p>・登録団体が行う従事者研修指導者講習を受けた者が指導する場合は、「清掃作業従事者研修指導者」と記載してください。</p> <p>・指導者講習会を受講していない年度がある場合は、その年度のみ別に作成し、講師の資格を記載してください。</p>	10名	6名
平成23年×月×日	同上		4名	4名
平成23年〇月〇日	同上	同上	10名	10名
平成24年〇月〇日	同上	同上	10名	10名
研修実施者 (団体)	<p>※ <u>登録団体の証明を受けてください。</u> (複数の登録団体の関係する研修を受講した場合は、それぞれ別の用紙に分けて書いてください。別の書式でも構いません。)</p> <p>※ 指導者講習会を受講できなかった年度があれば、その年度のみ、別の用紙に作成し、自社の証明印を押してください。</p>			

作業に従事する者全員が必ず1年に1回以上受講してください。なお、作業に従事する者全員を一度に研修することが困難な場合は、数回に分けて行う。

（第1面）
従事者研修実施状況

実績（平成19年10月1日～平成25年9月30日）

再登録の場合は過去6年分の研修実績を記載してください（新規登録の場合は過去1年分）。
※（ ）内は報告期間を記載してください。

作業に従事する者全員が必ず1年に1回以上受講してください。なお、作業に従事する者全員を一度に研修することが困難な場合は、数回に分けて行う。

研修の期日	研修の内容	指導者の氏名及び資格	対象従事者数	参加従事者数
平成19年〇月〇日	<p>例) 空調給排水管理従事者研修</p> <p>1. 建築物衛生法と関連法令 〇分</p> <p>2. 空調、給排水衛生設備の基礎的知識 〇分</p> <p>3. 建築と設備の関わり及びその問題点 〇分</p> <p>4. メンテナンス時の注意事項 〇分</p> <p>5. 飲料水の水質検査について 〇分</p> <p>参考資料：「空調給排水管理監督者講習会テキスト」 〇〇法人〇〇協会 著</p>	<p>△△ △△△ (空調給排水管理監督者)</p>	5名	5名
平成20年〇月〇日	同上	<p>△△ △△△ (空調給排水管理監督者)</p>	5名	5名
平成21年〇月〇日	同上	同上	5名	5名
平成22年〇月〇日	同上	同上	5名	3名
平成23年×月×日	同上	同上	2名	2名
平成23年〇月〇日	同上	同上	5名	5名
平成24年〇月〇日	同上	同上	5名	5名
研修実施者 (団体)	※ 自社で証明印を押印してください。			

今後1年分の研修予定を記載
してください。

(第2面)

実施計画 (平成25年10月1日～平成26年9月30日)

研修の期日	研修の内容	指導者の氏名及び資格	対象従事者数
平成25年〇月(予定)	例) 清掃作業従事者研修 1. ビルの環境衛生と清掃 ○分 2. 作業の安全と衛生 ○分 3. 清掃作業の方法と資機材の使い方 ○分 参考資料:「 <u>清掃作業従事者研修用テキスト</u> 」 <u>〇〇法人〇〇協会 著</u>	△△ △△△ (清掃作業従事者研修指導者)	10名
平成25年〇月(予定)	例) 空調給排水管理従事者研修 1. 建築物衛生法と関連法令 ○分 2. 空調、給排水衛生設備の基礎的知識 ○分 3. 建築と設備の関わり及びその問題点 ○分 4. メンテナンス時の注意事項 ○分 5. 飲料水の水質検査について ○分 参考資料:「 <u>空調給排水管理監督者講習会テキスト</u> 」 <u>〇〇法人〇〇協会 著</u>	△△ △△△ (空調給排水管理監督者)	5名

作業実施方法等

平成〇〇年〇〇月〇〇日現在

	作業班	監督者等の氏名	使用する機械器具
作業班編成	清掃班 （監督者1名、従事者10名）	△△ △△ （清掃作業監督者）	真空掃除機、床みがき機
	全員が1年に1回以上従事者研修を受講している必要があります。		班が複数ある場合は、班ごとに清掃作業監督者の資格を有する者を選任してください。
作業手順	別紙の事項に留意して作成してください。		

（第1面）

作業実施方法等

平成〇〇年〇〇月〇〇日現在

	作業班	監督者等の氏名	使用する機械器具
作業班編成	空気環境測定班 （測定実施者1名、従事者1名）	△△ △△△ （空気環境測定実施者）	浮遊粉じん量測定器、一酸化炭素検定器、二酸化炭素検定器、温度計、乾湿球湿度計、風速計、測定器固定用スタンド
作業手順	別紙の事項に留意して作成してください。		

班が複数ある場合は、班ごとに空気環境測定実施者又は建築物環境衛生管理技術者の資格を有する者（初回のみ可）を選任してください。

(第1面)

作業実施方法等

平成〇〇年〇〇月〇〇日現在

	作業班	監督者等の氏名	使用する機械器具
作業班編成	空調給排水管理班 (監督者1名、従事者5名)	〇〇 〇〇〇 (空調給排水管理監督者)	残留塩素測定器、他
	全員が1年に1回以上従事者研修を受講している必要があります。		班が複数ある場合は、班ごとに空調給排水管理監督者の資格を有する者を選任してください。
作業手順	別紙の事項に留意して作成してください。		

業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法

清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施するものですが、他の者に委託する場合は、

- ① あらかじめ、受託者の氏名(法人にあつては、名称)、委託する業務の範囲及び委託期間について、建築物の所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するものに通知する。
- ② 受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が作業手順に掲げる要件を満たしていることを常時把握する。

①、②について、各社の状況に応じた内容を具体的に記載してください。

苦情及び緊急の連絡に対する体制

建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、24時間迅速に対応できる体制を整備しておく。

例

建築物維持管理権原者 又は
建築物環境衛生管理技術者 等

新潟清掃株式会社
新潟事業所 (025-000-xxxx)
(夜間・休日対応:△△△ 025-000-xxxx)

代表取締役
(必要に応じて)

統括管理者

各監督者

作業従事者
(必要に応じて)

フロー等を用いて具体的に記載してください。

○ 作業手順書について〔清掃班〕

作業手順について、1)～4)の事項を具体的に記載してください。内容については、①～⑧の要件を満たしている必要があります。これ以外にも、独自の方法がありましたら、記載してください。

1) 作業工程

(日常清掃を行わない箇所についての定期点検に関する事項を含む。)

- ① 床面の清掃について、日常における除じん作業のほか、床維持剤の塗布の状況を点検し、必要に応じ、再塗布等を行う。
- ② カーペット類の清掃について、日常における除じん作業のほか、汚れの状況を点検し、必要に応じ、シャンプークリーニング、しみ抜き等を行う。洗剤を使用した時は、洗剤分がカーペット類に残留しないようにする。
- ③ 日常的に清掃を行わない箇所の清掃について、6月以内ごとに1回、定期的に汚れの状況を点検し、必要に応じ、除じん、洗浄等を行う。

2) 機械器具等の点検の方法

- ④ 真空掃除機、床みがき機、その他の清掃用機械及びほうき、モップその他の清掃用具並びにこれらの機械器具の保管庫について、定期的に点検し、必要に応じ、整備、取替え等を行う。

3) 清掃作業に伴って排出されるごみや清掃作業によって生じる排水の処理方法

- ⑤ 建築物内で発生する廃棄物の分別、収集、運搬及び貯留について、衛生的かつ効率的な方法により速やかに処理する。
- ⑥ 廃棄物の収集・運搬設備、貯留設備その他の処理設備について、定期的に点検し、必要に応じ、補修、消毒等を行う。

4) 作業報告作成の手順

- ⑦ ①～⑥までに掲げる清掃作業等の方法について、建築物の用途及び使用状況等を考慮した作業計画及び作業手順書を策定し、当該計画及び手順書に基づき、清掃作業等を行う。
- ⑧ ⑦に掲げる作業計画及び作業手順書の内容並びにこれらに基づく清掃作業等の実施状況について、3月以内ごとに1回、定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずる。

○ 作業手順書について〔空気環境測定班〕

作業手順について、1)～3) の事項を具体的に記載してください。内容については、①～③の要件を満たしている必要があります。これ以外にも、独自の方法がありましたら、記載してください。

1) 空気環境の測定方法

- ① 空気環境の測定は、規則第3条の2第1号[※] に定める方法に準じて行う。

2) 測定器の点検、較正等の方法並びにこれらの記録の保管方法

- ② 空気環境の測定に用いる測定器について、定期に点検し、必要に応じ、較正、整備又は修理を行うとともに、使用する測定器の点検等の記録を、測定器ごとに整理して保管する。

3) 測定結果報告作成の手順並びに測定結果の保存方法及び保存責任者の氏名

- ③ 空気環境の測定の結果を5年間保存する。

※ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 第3条の2第1号

当該特定建築物の通常の使用時間中に、各階ごとに、居室の中央部の床上七十五センチメートル以上百五十センチメートル以下の位置において、次の表の各号の上欄に掲げる事項について当該各号の下欄に掲げる測定器（次の表の第二号から第六号までの下欄に掲げる測定器についてはこれと同程度以上の性能を有する測定器を含む。）を用いて行う。

一 浮遊粉じんの量	グラスファイバー紙(○・三マイクロメートルのステアリン酸粒子を九九・九パーセント以上捕集する性能を有するものに限る。)を装着して相対沈降径がおおむね十マイクロメートル以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器又は厚生労働大臣の登録を受けた者により当該機器を標準として較正された機器
二 一酸化炭素の含有率	検知管方式による一酸化炭素検定器
三 二酸化炭素の含有率	検知管方式による二酸化炭素検定器
四 温度	○・五度目盛の温度計
五 相対湿度	○・五度目盛の乾湿球湿度計
六 気流	○・二メートル毎秒以上の気流を測定することができる風速計

○ 作業手順書について〔空調給排水管理班〕

作業手順について、1)、2)の事項を具体的に記載してください。内容については、1～3の要件を満たしている必要があります。これ以外にも、独自の方法がありましたら、記載してください。

1) 空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の方法

1. 空気環境の調整

- ① 空気調和設備の維持管理を、次に定めるところにより行う。
- ア 空気清浄装置について、ろ材又は集じん部の汚れの状況及びろ材の前後の気圧差等を定期的に点検し、必要に応じ、ろ材又は集じん部の性能検査、ろ材の取替え等を行う。
 - イ 冷却加熱装置について、運転期間開始時及び運転期間中の適宜の時期に、コイル表面の汚れの状況等を点検し、必要に応じ、コイルの洗浄又は取替えを行う。
 - ウ 加湿減湿装置について、運転期間開始時及び運転期間中の適宜の時期に、コイル表面、エリミネータ等の汚れ、損傷等及びスプレーノズルの閉塞の状況を点検し、必要に応じ、洗浄・補修等を行う。
 - エ ダクトについて、定期に吹出口周辺及び吸込口周辺を清掃し、必要に応じ、補修等を行う。
 - オ 送風機及び排風機について、定期に送风量又は排风量の測定及び作動状況を点検する。
 - カ 冷却塔について、集水槽、散水装置、充てん材、エリミネータ等の汚れ、損傷等並びにボールタップ及び送風機の作動状況を定期に点検する。
 - キ 自動制御装置について、隔測温湿度計の検出部の傷害の有無を定期に点検する。
- ② 機械換気設備の維持管理を、①のア、①のエ及び①のオに定めるところにより行う。

2. 給水及び排水の管理

- ① 貯水槽等飲料水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行う。
- ア 貯水槽の内面の損傷、劣化等の状況を定期に点検し、必要に応じ、被覆その他の補修等を行う。
 - イ 塗料又は充てん剤により被覆等の補修を行う場合は、塗料又は充てん剤を十分乾燥させた後、水洗いおよび消毒を行い、貯水槽の水張り終了後、給水栓及び貯水槽内における水について、次の表の左欄に掲げる事項について検査を行い、当該各号の右欄に掲げる基準を満たしていることを確認する。基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講ずる。

1	残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合は0.2ppm以上。結合残留塩素の場合は1.5ppm以上。
2	色度	5度以下であること。
3	濁度	2度以下であること。
4	臭気	異常でないこと。
5	味	異常でないこと。

- ウ 貯水槽の水漏れ並びに外壁の損傷、さび及び腐食の有無並びにマンホールの密閉状態を定期に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- エ 水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間並びにオーバーフロー管及び通気管に取り付けられた防虫網を定期に点検し、必要に応じ、補修等を行う。

- オ ボールタップ、フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び塩素滅菌器の機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- カ 給水ポンプの揚水量及び作動状況を定期的に点検する。
- キ 貯湯槽について、循環ポンプによる貯湯槽内の水の攪拌及び貯湯槽底部の滞留水の排出を定期的に行い、貯湯槽内の水の温度を均一に維持する。
- ク 給水システムの配管の損傷、さび、腐食及び水漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- ケ 衛生器具の吐水口空間の保持状況を確認することにより、逆サイホン作用による汚水等の逆流又は吸入のおそれの有無を定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずる。

② 雑用水槽等の雑用水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行う。

- ア 雑用水槽の内面の損傷、劣化等の状況を定期的に点検し、必要に応じ、被覆その他の補修等を行う。
- イ 雑用水槽の水漏れ並びに外壁の損傷、さび及び腐食の有無並びにマンホールの密閉状態を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- ウ 水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間並びにオーバーフロー管及び通気管に取り付けられた防虫網を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- エ ボールタップ、フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び塩素滅菌器の機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- オ 給水ポンプの揚水量及び作動状況を定期的に点検する。
- カ 雑用水システムの配管の損傷、さび、腐食、スライム又はスケールの付着及び水漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- キ 衛生器具の吐水口空間の保持状況を確認することにより、逆サイホン作用による汚水等の逆流又は吸入のおそれの有無を定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずる。

③ 排水槽等の排水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行う。

- ア トラップについて、封水深が適切に保たれていることを定期的に確認する。
- イ 排水管及び通気管について、損傷、さび、腐食、詰まり及び漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- ウ 排水槽及び阻集器について、浮遊物質及び沈殿物質の状況、壁面等の損傷又はき裂、さびの発生の状況及び漏水の有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- エ フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び排水ポンプの機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。

3. 水質検査

- ① 給水栓における飲料水に含まれる遊離残留塩素の検査を7日に1回以上、定期的に行うとともに、給水栓における飲料水の色、濁り、臭い及び味その他の状態に異常がないことを随時確認する。

2) 1)に関する作業報告作成の手順

※記載例

清掃作業手順等

1 清掃作業計画

清掃作業の計画にあたっては、当該建築物の用途、清掃区域の面積、使用建材等を十分調査し、ビル所有者、建築物環境衛生管理技術者等（以下、「所有者等」という）と作業計画について綿密な打ち合わせを行い、作業基準（清掃区域別の掃き拭き、掃除機掛け、作業法）及び作業工程（機械器具、資材の適正数量、従事者数及び実施の日時、回数）を設定し、年間作業計画を作成する。

2 清掃作業の実施

清掃作業は、年間作業計画に基づいて作業の安全、従事者の健康管理を配慮し、次の点に留意し、的確に実施する。

- (1) 日常清掃については、当該建築物の清掃の保持に努める。
- (2) 床面の清掃を行うにあたっては、床仕上剤の剥離又は損傷及び床維持剤の塗装の状況を点検し、必要に応じ補修、再塗装を行う。
- (3) 清掃に用いる洗剤、床維持剤の使用にあたっては床仕上剤の建材の特性に適合したものをを用い、その使用及び管理を適切に行う。
- (4) カーペット類の清掃を行うにあたっては、汚れ、しみ等の状況を点検し、必要に応じジャンプクリーニング、しみ抜きを行い、洗浄を行った場合は洗浄分が残留しないようにする。
- (5) 6ヶ月以内ごとに1回定期に行う清掃については、家具の背後、階段の裏、内壁、天井裏等、日常清掃のおよびにくい箇所及び照明器具、ブラインド、カーテン等の汚れの状況を点検し、必要に応じ除塵、洗浄を行う。
- (6) 排出されたゴミや排水は排水設備系統に応じ「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定により適切に処理する。

3 作業成果の報告等

- (1) 作業実施の結果は、実施の日時、場所、作業内容、回数、従業員名簿を報告書にまとめ所有者等に報告する。
- (2) 報告書の控えは清掃作業監督者 ○○ ○○○が保管し、その保管期間は5年とする。

氏名も記載してください。

4 清掃用機械器具等の保管、点検、記録

- (1) 真空掃除機、床みがき機等の掃除用機械及びほうき、モップ、スクイジー等掃除用器具並びにこれらの機械器具の保管庫については、責任者を定め、6ヶ月以内ごとに1回定期に次の点に留意して点検し、必要に応じ整備、取り替え等を行う。真空掃除機については、必要に応じろ材の取り替え等を行う。
 - ア 機械器具の機能が著しく劣化していないこと。
 - イ 洗浄タンク、汚水タンクの漏れ及び油漏れがないこと。

- ウ 真空掃除機のフィルターが目詰まりを起こしていないこと。又著しく劣化していないこと。
 - エ 保管庫内が整頓され、清潔でねずみ・こん虫等が生息あるいは出入りしていないこと。
- (2) 廃棄物の収集・運搬設備、貯留設備その他の処理設備については責任者を定め6月以内ごとに1回定期的に次の点に留意して点検し必要に応じ補修、消毒等を行う。
- ア 廃棄物の収集・運搬設備、貯留設備その他の処理設備が清潔に保たれ、かつ、当該建築物において発生する廃棄物を適正に処理する能力を維持していること。
 - イ 著しい臭気、ほこり及び排煙等の発生がないこと。
 - ウ ねずみ・こん虫等の生息あるいは出入りしていないこと。
- (3) 点検、整備の記録
- 清掃用機械器具、保管庫、収集、運搬設備、貯留設備その他汚物処理設備の点検、整備について実施年月日、点検整備の結果、実施者名簿を記録し、5年間保存する。

5 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法

- (1) 業務を委託する際の手順
- ① あらかじめ次の事項を建築物維持管理権原者に通知する。
 - ア 受託者の氏名（法人にあつては名称）、住所
 - イ 業務の範囲
 - ウ 委託する期間
 - ② 委託にともなう相互の責任分担を明確にしておく。
- (2) 業務の実施状況の把握方法
- ① 受託者から業務の実施状況について報告を受ける等により、清掃作業及び清掃機械器具等の維持管理の方法が（厚生労働省告示第117号）に適合していることを把握する。
 - ② 報告を受けた実施状況について記録保管する。

6 苦情及び緊急の連絡に対する体制

建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの苦情及び緊急の連絡に迅速に対応できるように、次の事項を策定する。

- (1) 迅速かつ的確に対応できるような行動計画
- (2) 24時間対応できるような行動計画

※記載例

空気環境測定作業手順等

1 測定計画

空気環境測定にあたっては、当該建築物の用途、構造、面積等について事前に調査し、ビル所有者、建築物環境衛生管理技術者等（所有者等）と綿密に打合せのうえ測定計画（測定回数、測定場所、測定時刻及び測定項目）を策定する。

2 測定の基準

測定は、次の基準による。

- (1) 最低2か月以内ごとに1回とする。
- (2) 1測定点を1日2回測定することを標準とする。
- (3) 測定点は測定対象面積（空調対象面積）500～600㎡に1点とし、各階に1点以上とする。

3 測定実施の方法

- (1) 作業の安全について次の点に十分注意する。
 - ア 測定機器の移動の際の衝突、落下防止等
 - イ 測定中の電源コードによる感電、検知管等のガラス破片による切傷防止等
- (2) 準備
 - ア 測定にあたっては、所定の作業衣を装着する。
 - イ 測定機器固定用スタンドに機器を安全、確実に設置する。
 - ウ 室内管理者に測定について説明し、入室許可を得る。
 - エ 測定開始前に必ず測定用機器の点検、較正等を行い、これらの記録は空気環境測定実施者が保管する。
- (3) 測定方法
 - ア 測定位置は、居室中央部の床上75cm以上150cm以下とする。
 - イ 測定は始業後から中間時及び中間時から終業前の適切な2時点で行う。
 - ウ 一酸化炭素、二酸化炭素、浮遊粉じん量の測定値は（3）イの2回の測定値の平均値をもって1日使用時間中の平均値とする。
 - エ 一酸化炭素、二酸化炭素含有率は不完全変色の始点で判読する。
 - オ 測定項目及び方法

温度及び湿度		〇〇製アスマン通風ゼンマイ式使用
気流		〇〇製〇〇型風速計使用
一酸化炭素含有率	3分吸込	〇〇製〇〇型真空法ガス検知器使用
二酸化炭素含有率	5分吸込	〇〇製〇〇型真空法ガス検知器使用
浮遊粉じん量	1分吸込	〇〇製〇〇型使用
 - カ 測定中に基準値を超える異常値を測定した場合は、直ちに再測定を行い、原因を確認しておく。

4 測定結果の記録、報告等

ア 測定結果は集計、記録し、建築物環境衛生管理技術者に報告する。この場合測定結果に異常がある場合は直ちに報告すると共に適切な措置がとれるよう具体的に記述しておくものとする。

イ 測定結果の報告書の控は、空気環境測定実施者 ○○ ○○○ が保管し、その保管期間は5年とする。

氏名も記載してください。

5 測定機器の管理

ア 測定機器について、定期に点検し、必要に応じ、較正、整備又は修理を行うとともに、実施年月日、点検整備の結果、実施者名簿を記録し、5年間保存する。

イ 浮遊粉じん量測定機器は年1回厚生労働大臣指定機関により較正を受ける。

6 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法

(1) 業務を委託する際の手順

① あらかじめ次の事項を建築物維持管理権原者に通知する。

ア 受託者の氏名（法人にあつては名称）、住所

イ 業務の範囲

ウ 委託する期間

② 委託にともなう相互の責任分担を明確にしておく。

(2) 業務の実施状況の把握方法

① 受託者から業務の実施状況について報告を受ける等により、清掃作業及び清掃機械器具等の維持管理の方法が（厚生労働省告示第117号）に適合していることを把握する。

② 報告を受けた実施状況について記録保管する。

7 苦情及び緊急の連絡に対する体制

建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの苦情及び緊急の連絡に迅速に対応できるように、次の事項を策定する。

(1) 迅速かつ的確に対応できるような行動計画

(2) 24時間対応できるような行動計画

※記載例

空気の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の作業手順

1 方法

(1) 空気調和設備の維持管理を次に定めるところにより行う。

- ① 空気清浄装置について、ろ材又は集じん部の汚れに状況及びろ材の前後の気圧差等を定期的に点検し、必要に応じ、ろ材又は集じん部の性能検査、ろ材の取替え等を行う。
- ② 冷却加熱装置について、運転期間開始時及び運転期間中の適宜に時期に、コイル表面の汚れの状況等を点検し、必要に応じ、コイルの洗浄又は取替えを行う。
- ③ 加湿減湿装置について、運転期間開始時及び運転期間中の適宜の時期に、コイル表面、エリミネータ等の汚れ、損傷等並びにスプレーノズルの閉塞の状況を点検し、必要に応じ、洗浄、補修等を行う。
- ④ ダクトについて、定期的に吹出口周辺及び吸込口周辺を清掃し、必要に応じ、補修等を行う。
- ⑤ 送風機及び排風機について、定期的に送風量又は排風量の測定及び作業状況を点検する。
- ⑥ 冷却塔について、集水槽、散水装置、充てん剤、エリミネータ等の汚れ、損傷等並びにボールタップ及び送風機の作動状況を定期的に点検する。
- ⑦ 自動制御装置について、隔測温湿度計の検出部の障害の有無を定期的に点検する。

(2) 機械換気設備の維持管理を次に定めるところにより行う。

- ① 空気洗浄装置について、ろ材又は集じん部の汚れの状況及びろ材の前後の気圧差等を定期的に点検し、必要に応じ、ろ材又は集じん部の性能検査、ろ材の取替え等を行う。
- ② ダクトについて、定期的に吹出口周辺及び吸込口周辺を清掃し、必要に応じ、補修等を行う。
- ③ 送風機及び排風機について、定期的に送風量又は排風量の測定及び作業状況を点検する。

(3) 貯水槽等の給水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行う。

- ① 貯水槽の内面の損傷、劣化等の状況を定期的に点検し、必要に応じ、被覆その他の補修等を行う。
- ② 塗料又は充てん剤により被覆等の補修を行う場合は、塗料又は充てん剤を十分乾燥させた後、水洗い及び消毒を行い、貯水槽の水張り終了後、給水栓及び貯水槽内における水について、次の項目の検査を行い、基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講ずる。

1	残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合は0.2 mg/l以上、結合残留塩素の場合は1.5 mg/l以上。
2	色度	5度以下であること。
3	濁度	2度以下であること。
4	臭気	異常でないこと。
5	味	異常でないこと。

- ③ 貯水槽の水漏れ並びに外壁の損傷、さび及び腐食の有無並びにマンホールの密閉状態を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- ④ 水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間並びにオーバーフロー管及び通気管に取り

付けられた防虫網を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。

- ⑤ ボールタップ、フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び塩素滅菌器の機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
 - ⑥ 給水ポンプの揚水量及び作動状況を定期的に点検する。
 - ⑦ 貯湯槽について、循環ポンプによる貯湯槽内の水の攪拌及び貯湯槽底部の滞留水の排出を定期的に行い、貯湯槽内の温度を均一に維持する。
 - ⑧ 給水系統の配管の損傷、さび、腐食及び水漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
 - ⑨ 衛生器具の吐水口空間の保持状況を確認することにより、逆サイホン作用による汚水等の逆流又は吸入のおそれの有無を定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずる。
- (4) 雑用水槽等の雑用水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行う。
- ① 雑用水槽の内面の損傷、劣化等の状況を定期的に点検し、必要に応じ、被覆その他の補修等を行う。
 - ② 雑用水槽の水漏れ並びに外壁の損傷、さび及び腐食の有無並びにマンホールの密閉状態を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
 - ③ 水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間並びにオーバーフロー管及び通気管に取り付けられた防虫網を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
 - ④ ボールタップ、フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び塩素滅菌器の機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
 - ⑤ 給水ポンプの揚水量及び作動状況を定期的に点検する。
 - ⑥ 雑用水系統の配管の損傷、さび、腐食、スライム又はスケールの付着及び水漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
 - ⑦ 衛生器具の吐水口空間の保持状況を確認することにより、逆サイホン作用による汚水等の逆流又は吸入のおそれの有無を定期的に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずる。
- (5) 排水槽等の排水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行う。
- ① トラップについて、封水深が適切に保たれていることを定期的に確認する。
 - ② 排水管及び通気管について、損傷、さび、腐食、詰まり及び漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
 - ③ 排水槽及び阻集器について、浮遊物質及び沈殿物質の状況、壁面等の損傷・き裂、さびの発生の状況及び漏水の有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
 - ④ フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び排水ポンプの機能等を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行う。
- (6) 給水栓における飲料水に含まれる遊離残留塩素の検査を7日に1回以上、定期的に行うとともに、給水栓における飲料水の色の濁り、臭い及び味その他の状態に異常がないことを随時確認する。

2 作業結果の報告等

- (1) 空気の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の作業実施の結果は、実施の日時、場所、内容、回数、従事者名等を報告書にまとめビル所有者、建築物環境衛生管理技術者等に報告する。

- (2) 報告書の控は空調給排水管理監督者 〇〇 〇〇〇 が保管し、その保管期間は5年とする。

氏名も記載してください。

3 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法

(1) 業務を委託する際の手順

- ① あらかじめ次の事項を建築物維持管理権原者に通知する。
 - ア 受託者の氏名（法人にあっては名称）、住所
 - イ 業務の範囲
 - ウ 委託する期間
- ② 委託にともなう相互の責任分担を明確にしておく。

(2) 業務の実施状況の把握方法

- ① 受託者から業務の実施状況について報告を受ける等により、清掃作業及び清掃機械器具等の維持管理の方法が（厚生労働省告示第117号）に適合していることを把握する。
- ② 報告を受けた実施状況について記録保管する。

4 苦情及び緊急の連絡に対する体制

建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの苦情及び緊急の連絡に迅速に対応できるように、次の事項を策定する。

- (1) 迅速かつ的確に対応できるような行動計画
- (2) 24時間対応できるような行動計画